

新印紙税法 P¹

観光業用のヨットにかかる
奢侈品販売税の免除 P³

インドネシア産業標準分類
2020: 新ライセンス制度への第一歩 P³

新印紙税法

今般、テクノロジー及びコミュニケーションの発展並びにデジタル時代のニーズに応えるために、新たな印紙税法 2020 年第 10 号 (法律第 10 号) が公布されました。法律第 10 号は 2020 年 10 月 26 日公布、2021 年 1 月 1 日発効となり、従来の法律 1985 年第 13 号 (法律第 13 号) を撤廃します。

法律第 10 号下の印紙税の基本規則は概ね変更はありません。しかし、法律第 10 号では印紙税規則に関する構成・詳細・文言について一部修正しており、それと同時にいくつかの課税対象と免除対象が追加されています。法律第 10 号の要点は以下のとおりです:

A. 印紙税課税対象

印紙税は下記の文書に対して課せられます:

- a. 民事関連の事象を説明するために作成された文書、及び
- b. 裁判所(法廷)において証拠として使用される文書

上記の(a)には下記を含みます:

- a. 合意書、証明書、声明書又はこれらに類似する文書及びそのコピー
- b. 公証人証書及び grosse(証書の一種)(コピーと抜粋を含む)
- c. 土地権利登録機関によって作成された権利証及びそのコピー
- d. 形式及び名称問わず全ての有価証券
- e. 形式及び名称問わず全ての先物契約取引を含む有価証券取引文書 - **新規定**
- f. オークション(競売)文書(抜粋、議事録、コピー及び grosse(証書の一種)の形式) - **新規定**
- g. 下記のいずれかに該当する 5,000,000 ルピアを超える価額を記載する文書: - **新規の基準値**
 1. 金銭の受領の記述、又は
 2. 負債の弁済若しくは清算(金額の全部か一部かは問わない)の承認の記述
- h. 政府規則で規定されるその他の文書 - **新規定**

上記の(a)の「合意書」の定義について、今後は証拠としての使用の可否に係る場合だけに限られず、全ての状況において該当することになります。また、上記の(g)では、従来の規定にあった銀行残高証明書類は削除されています。実務において、これらの修正は、納税者に係る文書が印紙税の課税対象となるか否かについて判断上の影響を及ぼす可能性があります。

法律第 10 号下の印紙税非課税対象の項目は、従来の法律第 13 号の規定と概ね同様です。これには学位証明書類(卒業・修了証書)、給与明細、納税証明書等が該当します。また、法律第 10 号では、インドネシア中央銀行が発行する文書も新たに印紙税非課税対象項目として追加されています。

B. 課税対象事象、税率及び納付

従来の法律第 13 号では、誰がどこで文書を作成するかを判断の根拠として課税対象事象を区分していました。今般の法律第 10 号では、文書がいつ署名されたか、いつ完成したか、いつ宛名の人物に渡されたか、いつ証拠として裁判所に提出されたか、或いはいつインドネシアで使用されたか(インドネシア国外で作成された文書の場合)を含むプロセスに基づき、文書の種類ごとに課税対象事象を区分しています。

印紙税は従来の法律第 13 号下の階層別の税率ではなく、文書一つにつき一律で 10,000 ルピアが徴収されます。当該徴収率及び上記の(g)の金額的閾値(基準額)は、国家経済の要請により、政府規則を通じて上方・下方修正される場合があります。

印紙税の納付方法には変更は無く、従来どおり収入印紙又は税金納付書による方法を採用します。紙の収入印紙及びその他の印紙形式(デジタルクランプマシーン、コンピュータシステム、プリンティングテクノロジー等によって生成されたもの)のほかに、法律第 10 号では電子印紙(エレクトロニクススタンプ)を導入しており、これは一意のコードと識別子を有するものであり、今後、財務大臣規則にて詳細が規定される予定です。

C. 印紙税徴収義務者

新法では印紙税徴収義務者の概念を規定し、印紙税の徴収・納付・報告を国税総局(DGT)に対して行う者について定義しています。この点に関する詳細は今後、財務大臣規則にて規定される予定です。

D. 印紙税免除措置

法律第 10 号では、下記の印紙税免除措置を規定しています:

- 自然災害復旧加速の観点からの土地及び建物の権利の譲渡に係る文書
- 宗教又は非商業活動のみを目的とした土地及び建物の権利の譲渡に係る文書
- 政府プログラム及び金融政策又は財政政策の実施に係る文書、及び/又は
- 拘束力を有する国際条約(協定)又は互惠待遇法令下における国際的合意の実施に係る文書

E. 経過規定

法律第 10 号では以下のとおり、いくつかの経過規定を設けています:

- 2020 年 12 月 31 日までに作成された課税対象文書にかかる印紙税は、継続して法律第 13 号の規定に従うこととする。
- 法律第 13 号の規定に準拠する課税対象文書は、法律第 10 号の発効日から 1 年を上限として使用することができ、かつその文書に記載される価額の

総額は最低でも 9,000 ルピアであるものとする。これらの印紙は金銭その他とは交換することはできない。

観光業用のヨットにかかる奢侈品販売税の免除

インドネシア政府は、自動車を除く奢侈品販売税 (LST) 課税対象の奢侈品について規定する政府規則 No.GR-61¹ を制定しました。当該規則は制定から 60 日後 (即ち、2020 年 12 月 15 日) に効力を生じます。

LST 課税対象の物品に変更はありません。しかしながら、GR-61 では、通常であれば 75%の税率で LST が課税されるヨットについて、観光業目的の使用に限り当該課税を免除する規定を追加しています。

GR-61 では、上記目的のヨットが本来の目的から逸脱して不適切に使用された場合並びに当該ヨットの輸入又は取得の時点から 4 年以内に他者に譲渡された場合のクローバック (取り戻し) 条項が追加されています。上記の違反事項に該当する場合、未納の付加価値税 (VAT) / LST は、当該違反事項、即ち不適切使用又は譲渡のあった時点から 1 ヶ月以内に納付されなければなりません。そうでない場合、納税者は罰則として延滞金を課せられます。

インドネシア産業標準分類 2020: 新ライセンス制度への第一歩

インドネシア国内における経済活動の発展・多様化・細分化に同調するため、統計局長は、インドネシア産業標準分類 (*Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia/KBLI*) 2020 に関して規定した統計局長規則 2020 年第 2 号を公布しました。当該規則は、従来の KBLI 2017 の内容をより精緻にした形で 2020 年 9 月 24 日に公布されました。

KBLI 2020 では、新たに 216 の事業分類が規定されており、従来 KBLI 2017 にて存在した 6 つの事業分類が削除されています。新たに追加された事業分類は主に 6 つのセクター、即ち金融サービス、リース、人材、製造業、教育、並びにプロフェッショナルサービス及びトレーディングに関係するものです。今回削除された事業分類は鉱業及び観光業/宿泊業です。

さらに、KBLI 2020 では既存の分類及びその記述の修正及び再分類もされています。

雇用創出法 (法律 2020 年第 11 号) の成立とともに、KBLI 2020 の発行は、政府による事業営業許認可 (ライセンス) に際して従来から採用されてきたライセンスングアプローチをリスクベースアプローチに変える重要な第一歩であるといえます。

リスクベースアプローチでは、政府は 5 桁の KBLI コードで記述される事業分類のリスクが低・中・高のいずれであるかを判断します。このリスク格付が、許認可を求める企業に対し、登録し標準的許認可を得るか、それとも当該分野の事業への従事に必要な営業許可証 (ビジネスライセンス) を得る必要があるか、の判断に役立つこととなります。

KBLI 2020 にて規定される KBLI コードは財政・税制優遇措置 (例えば、タックスホリデー、税額控除、輸入関税優遇措置) 及び課税免除の適格性等、その他の重要事項の判断の根拠としても参照されます。

¹ 政府規則 2020 年第 61 号 (GR-61)、2020 年 10 月 16 日付公布。

企業の経営者におかれては、KBLI 2020 の公布により、自社にこれまで適用されていた KBLI コードへの変更の有無に引き続き留意することが推奨されます。また、KBLI 2020 下で新たな事業分類が追加されたことに鑑み、企業の経営者におかれては、自社の事業の拡大の可能性についてもご検討されることをご提案いたします。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.